

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第20号

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

寒川町公共下水道使用料条例(昭和59年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「747円」を「919円」に、「96円」を「118円」に、「114円」を「140円」に、「150円」を「185円」に、「169円」を「208円」に、「186円」を「229円」に、「199円」を「245円」に、「216円」を「266円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、令和6年3月分までの使用料については、なお従前の例による。